

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 創和会 まろにえ四季の里

1) 施設の運営の基本理念および方針

1. 基本理念

社会福祉法人 創和会は、各ユニットにおける入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

また、入居者一人ひとりが、主体性を持った個人として尊重され、地域社会の中でご家族や近隣の皆様と積極的な交流を図りながら生き生きとした生活が送れるよう支援する。

サービス提供の基本方針

すべてのサービス提供場面で人権を尊重し プライバシーを守る。

ご利用者が明るく楽しくゆったりと安全に過ごせる環境を整える。

いつも笑顔を忘れずに、一人ひとりに応じた介護サービスを提供する。

事故防止、防災対策の強化に努める。

2) 事業計画

【介護老人福祉施設】

1. 基本方針

住み慣れた町で安心して暮らせる地域福祉の拠点として、地元の方に信頼され選ばれる事業所を目指す。

『安全な介護は技術の向上から』を目標に掲げ取り組むことで要介護度の高い方へのケアの安全を担保できるようにする。

認知症の方へは引き続き、生活の中で、『役割感』『肯定感』『特別感』を持てるようなかわりをしていく。

(環境)

コロナウイルス等の感染症の蔓延を防ぐため気候状況に合わせて外気を取り入れ換気時間を決め毎日行う。温度、湿度を保ち衛生的な環境を工夫する。不特定が触るドアノブや取っ手は都度除菌する。

(身体・精神)

体調の維持を心がけ健康状態の安定を図る。

やりたいと思う気持ちに沿い、できる事は自力で行い見守ることでその人らしい生活を継続

できるようにする。

ご本人やご家族様の意向を伺いながら実現できるように心がける。

ご家族様への報告連絡をきめ細やかに行い状態の共有に努める。

(社会)

地域の方との連携(横大道自治会加入を継続し防災協定、ボランティア受入れ行事協力)を継続する。近隣の幼稚園、保育所、小学生との交流や地元中学生のボランティアや職場体験、中学生、高校生、大学生、一般人の福祉職体験講習受け入れを行う。

(施設実習の受け入れについて)

各学校の教育カリキュラムに基づく実習や福祉職取得の為の施設実習等、社会的な要請に応える為積極的に受け入れるものとする。

(まろにえ四季の里ユニット毎の目標)

なでしこ ・入居者が日々安心して過ごせる様環境整備に努め、体調の変化にいち早く気付けるよう多職種と連携しケアを提供する。

・四季を感じるイベントを実行することで入居者の気分転換を図り活気あ

- もくれん
 - ・ふれる生活を送れるようサポートする。
 - ・安心安全に生活できる環境作り。
 - ・一人一人の状態ニーズに応じたケアを心がける。
 - ・季節に合ったイベント、ユニット内の飾りつけを心がける。
- あしたば
 - ・春夏秋冬を感じられるイベント、環境作りを行う。
 - ・一人一人のできる事を見つけ、それを生かせるケアを行う。
- かりん
 - ・ご利用者様が安心して生活できる環境作りをする。
 - ・個人の買い物などの外出や全員参加出来るユニットイベントを積極的に計画し実施する
- やまぶき
 - ・多職種との連携も行いながらケアを統一し焦らずケアを行っていく。
 - ・職員同士の報・連・相をしっかりと行っていく。

(医務室)

- ・感染症の防止に努める。
- ・個々に合った健康面でのケアが出来る。(生活ニーズ、通院など)
- ・他職種との情報共有をし入居者、家族を支援する。
- ・職員の健康管理、職場環境を整える。
- ・看取りの充実を図る。

(給食)

- ・様々な献立や手作りおやつなどを取り入れ、喫食者が満足のできる食事を提供する。
- ・厨房職員全員が衛生管理を徹底し、安心して安全な食事を提供する。

月	栄養管理 調理室関係	行事 特別献立
4	残渣調査	手作りおやつ
5	残渣調査 給食実施状況調査(保健所報告)	手作りおやつ
6	残渣調査 嗜好調査 食中毒強化月間	手作りおやつ
7	残渣調査 食中毒強化月間	七夕、手作りおやつ
8	残渣調査 食中毒強化月間	手作りおやつ
9	残渣調査 食中毒強化月間	さんまの塩焼き、手作りおやつ
10	残渣調査	ハロウィン、手作りおやつ
11	残渣調査 給食実施状況調査(保健所報告)	手作りおやつ
12	残渣調査 食中毒強化月間	クリスマス、年越し蕎麦、手作りおやつ
1	残渣調査 食中毒強化月間	おせち料理、手作りおやつ
2	残渣調査 食中毒強化月間	節分、バレンタイン、手作りおやつ
3	残渣調査	ひなまつり、手作りおやつ
主要項目	給食委員会(月1回) 行事食(毎月1回以上) 郷土料理(随時) 栄養指導(必要時) 厨房・ユニット衛生チェック(随時)	

(在宅サービス)

【指定介護予防サービス】

『介護予防・日常生活支援総合事業』を継続して行う。

【短期入所生活介護事業】

- ・利用者にあった機能訓練等を積極的に促し残存能力の維持と意欲向上を目指す。
- ・稼働率 85%の維持向上のためリピート利用や紹介してもらう活動を実行していく。
- ・季節を感じられる飾りつけやイベントを定期的実施する。

【通所介護事業】

※機能訓練を充実させ、自宅での生活を続ける。

- ・個別訓練や生活リハビリを行い、ADLを維持する。
- ・疾病予防のための情報を提供する。(食事や排泄など)

※家族の介護負担を減らす。

- ・急な利用や利用時間の延長などに対応する。
- ・介護の情報を提供したり、相談できる環境を作る。

※地域や事業所を訪問する。

- ・定期的に事業所を訪問し利用者の報告をわかりやすく行う。
- ・地域の会合へ参加し情報発信に努める。

【居宅介護支援事業】

- ①事業所として利用者の目標人数を 65 名とし、新規の依頼は断らずに受けるようにする。
- ②ご利用者及びその家族のニーズに対して、サービス提供事業所と連携し適切なサービスが提供できるよう努める。
- ③ご利用者や介護者の急な状態や環境の変化にも迅速に対応できるようにする。
- ④医療依存度が高いなどの困難事例にも積極的に取り組む。

【小規模多機能型居宅介護施設】

- ・行政や近隣事業所・医療機関との連携を強化し、新規利用者の獲得や、介護の困りごと解消により、常時 22 名の登録を目指す。
- ・利用者の満足度向上に努め、個人の希望をできる限り叶える。
- ・記録の充実により情報共有を徹底し、支援の充実につなげる。
- ・運営推進会議やサービス担当者会議の参加者を増やし、地域や家族状況の理解を深める。
- ・研修や勉強会に参加して、自己研鑽に努める。
- ・事故防止に努め、言葉使いやプライバシーに配慮する。

【法人】

(増床について)

今年度事業として栃木市老人保健福祉施設等整備に係る法人審査で令和元年 9 月 2 日に広域型特別養護老人ホーム 20 床増床の法人に選定されたので滞りなく取り組み期限までの開設を目指す。

(働き方改革)

残業時間の削減、有給休暇の取得(年間 5 日以上)に取り組む。職員が心身ともに無理のなく働け、長く働ける環境作りに取り組む。利用者の安全と快適な生活を守りながら職員の腰痛予防も行うため、テクノロジー活用(天井走行リフト、床走行リフトの活用、個別浴槽のリフト設置等)を積極的に進めていく。

(職員研修計画)

※施設内部研修：同じ研修を2回～3回開催することで必ず参加できるようにしケアの共通理解を深める。5年未満の職員を対象にYM会（ヤングミーティング）を定期的
に開催し経験年数に合わせた目標を設定し取り組む。

喀痰吸引等研修をかぬま四季の里と合同で開催し、資格取得に励む。

※施設外部研修：以下の職員を研修会に参加させる。

- ①ユニットリーダー②介護職員③看護職員④生活相談員⑤管理栄養士
- ⑥介護支援専門員その他、施設長が必要と認めるもの。

1年目の職員については適宜OJTを行い年度内に評価を行う。

(職員の健康管理について)

定期健康診断、インフルエンザ接種、血液検査、腰痛検査、メンタルヘルス相談等にて職員の健康管理を行う。

(防災)

- ・災害時、停電になった際も最低限のサービス提供を継続するため照明や吸引等に必要
な電力確保のための整備を進める。

(会議・委員会について)

- ①入居検討委員会②リーダー会議③サービス担当者会議④苦情処理委員会
- ⑤給食会議⑥防災会議⑦感染症防止対策委員会⑧衛生管理委員会
- ⑨事故防止対策委員会⑩身体拘束廃止委員会⑪褥創予防対策委員会
- ⑫喀痰吸引等業務安全委員会

上記の会議、委員会を運営し介護の質の向上を図る。

(班編成)

通常業務の他、介護の質向上と充実を図るため班を組織し取り組むものとする。

- ①全体環境班・・・施設内の整理美化に関すること季節の室礼など

②業務班

ア：食事班 食形態の見直し、他ユニットとの情報共有、安全に楽しく食べられる工夫をする。

イ：排泄班 快適な排泄を目指して、排泄用品の見直し 下剤を頼らない方法 コスト削減等。

ウ：入浴班 各ユニットの入浴予定の管理、全体との調整 浴室の清潔を保つ。重度化に対応する。

③各ユニット環境班 台所、洗面所、トイレ等水回りの衛生を保つ。ユニット内、介護コーナーの清潔を保つ 備品の管理 介護用品の調整、迅速な修理の報告をする。

行事班・・・施設行事の企画、運営

④ユニットケア推進班 (ユニットリーダー)

業務の平準化・介護の方法の検討、マニュアル整備等、重度化に対応し柔軟に対応出来る様にする。

3) 施設概要および組織体制

1. 施設概要 (令和2年3月1日現在)

法人	設立年月日	平成16年11月5日
	名称	社会福祉法人 創和会
施設	開設年月日	平成17年10月1日
	名称	特別養護老人ホーム まるにえ四季の里
	所在地	栃木県栃木市大宮町2023-3
	敷地面積	7,014 m ²
	建物延床面積	2,935.59 m ²
	建物構造	鉄筋コンクリート造
定員	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	50人
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	10人
	通所介護事業 (デイサービス)	20人
	居宅介護支援事業所	80人
	小規模多機能型居宅介護施設 (地域密着型)	登録者 29名
居室	特別養護老人ホーム	50室 (全室個室)
	ショートステイ	10室 (全室個室)

2. 職員配置 (令和2年3月1日現在)

職種	施設長	事務	生活 相談員	介護支援 専門員	介護職員		看護職員		管理 栄養士	調理員			
					常勤	パート	常勤	パート		常勤	パート		
特別養護 老人ホーム	1	4	1 介護支援 専門員 兼務	1 生活相談 員兼務	20 兼務1	8 兼務2	5 兼務4	0	1	2	4		
短期入所					4 兼務1	2 兼務2							
通所介護					3 兼務1	1						3 兼務2	0
小規模 多機能					6	3						1	0
勤務形態別 合計					1	6						3	2

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 創和会 かぬま四季の里

1) 基本理念および行動指針

1. 法人の基本理念

社会福祉法人創和会は、各ユニットにおける入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

また、入居者一人ひとりが、主体性を持った個人として尊重され、地域社会の中でご家族や近隣の皆様と積極的な交流を図りながら生き生きとした生活が送れるよう支援する。

2. かぬま四季の里の基本方針①

～「ここで暮らしてもいいよ」と言っていただけるように～

“近い未来を選んでわたしらしく暮らしたい”を支援します

3. かぬま四季の里の施設運営の基本方針②

①光と風を感じる空間で、四季のある暮らしをつくります。

②穏やかな老いの暮らしをつくります

③その人なりの、尊厳をつくります

④その人なりの、人とのつながりをつくります

4. かぬま四季の里の行動指針

①入居者の尊厳を守り、入居者の安全を守り、入居者の自由を守り

“安心して利用いただける、入居者中心のケア”の実現を目指します

②ご本人の思い、家族の代弁決定を大切に、プロの視点をもって仕事をします

③老いの健康に留意した生活を支えるため、創造力と感性を磨きケアの質の向上に努めます

④安定した経営を意識し、施設運営に関わります

⑤介護技術の進歩に対応し知識と技術を高め、組織の一員として、自らの心身の健康に努めます

2) 介護老人福祉施設

1. 今年度の目標

「ここで暮らしてもいいよ」と言っていただける場所にする。

- ・With コロナの社会の中で、物理的に離れていても社会的にどのように関わりどのようにつながっていくのかを模索する年にする。
- ・特別養護老人ホームでの暮らしの中で新しい生活様式を探求する。

【各ユニットの目標】

[つぐみ]

「楽しく暮らす」

[さくら]

初心に戻り、個別ケアの見直しをする(その人らしい生活を送る為に)。

[あおい]

季節を感じる「食べる」を支援する

[かえで]

「生きている、生きている。」～その現がここにある～

①個々に合ったケアで穏やかな一日を

②過ごしやすい環境で日常を

③生きていると実感できる一年を

[ひいらぎ]

一日でも多く、利用者様が笑顔で過ごせるような、環境作り。

[けやき]

利用者様が自宅で過ごすような環境作りをみんなで協力しながら取り組んでいきたい。

[あさのは]

「自分達の家族を見てもらいたい」と思えるユニットを作る

- ・上記の目標を元に個々の願いと希望を叶える
- ・入居者それぞれ個人個人を深く理解し、よりその人にあったケアを見つける

2. 施設サービス計画書

- ①ご本人、ご家族の意向をふまえ、担当者会議、ケア会議、食事変更会議の質を向上させ、多職種との連携を図り、共通理解を持ったうえでケアプランの策定をする。
- ②チームケアを理解し、各会議・ケアプラン・マニュアル・24時間シートを連動させ、支援に反映させる。
- ③モニタリングや施設介護支援経過を充実させるために、ケア記録を充実させる。

3. 食事

- ・つらい便秘、下剤、摘便を減らせるよう、より安価で効果的な食品をみつけ食事からサポートする。
- ・コロナ感染により、食材の原価に変動が生じた際も臨機応変に食材の見直しを図る。
- ・ご利用者の嗜好を知り、看取り期前から食べたい物を食べられるようにサポートする。
- ・看取りになっても、少しでも食事を味わえるよう食事を作る技術を向上させる(挑戦

して作る)。

- ・一人一人にあった食事を！その人を尊重し食事の質を考慮する。
- ・厨房からの食事以外でユニットと協力してレクレーション等をし、今までやってきていた暮らしの継続と楽しみ等を感じてもらう。
- ・食中毒予防を徹底する(厨房、ユニット)

4. 社会・地域交流・地域貢献

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、物理的に距離をとり、どうしたら社会的につながり、新しい生活様式を組み入れた地域交流や地域貢献の形を模索する。With コロナの社会の一員になる。

5. 機能訓練

- ・入居者、利用者とのコミュニケーションを重視し、その日の体調や精神状態に合わせた機能訓練を実施する。
- ・継続的に楽しく行える機能訓練を実施する。
- ・入居者の笑顔を引き出せる機能訓練(生活動作・活動・参加)を実施する。
- ・漫然かつ画一的にならないように利用者の興味や能力にあった機能訓練を行う。入居者が、日常生活のなかで役割をもって生活できるように必要な援助を行う。
- ・口腔ケアの充実と食べる口をつくる嚥下の評価の推進。
- ・活用できる福祉用具やロボットの購入・活用・研修。

6. 安全衛生管理

- ①入居者の使用する食器その他の設備または飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、介護用具・医薬品、医療機器等の管理を適正に行う。
- ②通勤時間を含めた安全衛生管理の向上と労働災害防止のために4S対策(整理、整頓、清掃、清潔)、KY活動などを推進する。
- ③労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを勧める。
- ④労働者の健康障害(メンタルヘルス含む)を防止し、健康(メンタルヘルス含む)の保持増進を図るため、基本となるべき対策を検討し周知する。

7. 苦情処理

- ・苦情が上がった時点で迅速に対応すること。しっかりと相手の気持ちと訴えたい内容を理解・共感して誠実に対応していく事。そしてその情報を共有して同じ苦情に繋がらないようにする事。

8. 事故発生の対応

- ・継続して細やかな事故も含めインシデントも上げてもらい大きな事故を未然に防げるよう努力していく。また、何か起きた時にも情報を共有して家族への報告をして対応していく。

9. 防災計画

社会福祉法人創和会防災規定に基づき、災害対策を総合的かつ計画的に推進する事に

より、有事に備える。

- ①防火訓練、防災訓練、夜間想定訓練、夜間召集訓練等を年4回程度計画的に行う。
- ②防火・防災装置の操作方法を周知し、全職員が適切に操作を行えるよう普段から啓発活動を行う。
- ③随時緊急連絡網の見直しを行い、周知徹底する。
- ④地域住民の協力を得られるよう交流を図る。

10. 職員研修計画

◆介護職員の処遇を改善する資質の向上、労働環境・処遇の改善等に努めます。

- ①爽やかな態度やことば遣い、柔らかな技術を目指す職員を育てます。
 - ②組織の不機嫌は排除し、全員参加の会議で理念の具現化・見える化を目指せる協調性のあるユニットを育てます。
 - ③新人職員が育つ風土、ベテラン職員が育つ風土、をつくります。
 - ④社会に望まれる終の棲家を目指します。
 - ⑤介護保険の改正に柔軟に対応し、新しい知識や技術の習得に積極的に挑戦できる職員を育てます。
 - ⑥ICT導入することにより、多職種の連携を強化し、リアルタイムで情報を共有することを強化していきます。
 - ⑦24時間シートの導入活用研修を強化し、暮らしの継続を支援します。
 - ⑧特別養護老人ホームの看護師の役割を果たせる医務室をつくります。
 - ⑨明日はないかもしれない高齢者の暮らしを笑顔にできる職員を育成します。
 - ⑩介護保険の改正に伴い、社会に必要とされるサービスを提供できる施設を目指します。
- (褥瘡ケア、排泄ケア、看取りケア等)
- ⑪あなたがいてよかったと思われる職員を育成します。
 - ⑫職員の心を大切に思いやりのある職場を育てます。
 - ⑬オンライン研修に挑戦し、充実させます。

11. 委員会・会議・研修の開催

入居判定会議 リーダー会議 ユニット会議 統括リーダー会議 新人サポート会議
サービス担当者会議 苦情処理委員会 給食会議 防災会議 感染症防止対策会議
事故防止対策会議 虐待防止委員会 身体拘束廃止委員会 褥瘡予防対策委員会
喀痰吸引安全委員会 担当者会議・ケア会議

等の委員会・会議等を運営し、施設介護の質の向上を図る

3) 在宅サービス部門

- ◆短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ◆地域密着型デイ・サービス（認知症対応型デイ・サービス）
- ◆居宅介護支援事業所

【在宅サービスの目標】

- ・地域に必要とされる居場所となるサービスを提供する。（在宅サービスの稼働率の向上）
- ・高齢者の尊厳を尊重する居心地のよい場所と支援を提供する。
- ・かぬま四季の里の在宅サービスの連携を強化し、利用者・利用者家族の立場にたち多様なサービスを提供できる体制を整える。（在宅サービス連携会議）

（1）短期入所生活介護

併設型指定介護予防短期入所生活介護・併設型指定短期入所生活介護

1. 定員 10名（トイレ付き個室）

2. 事業運営計画

介護保険法に基づき短期入所生活介護事業を行う事業として基本事業のほか、入浴サービスと給食サービス、機能訓練サービスを行う。

3. 取り扱い方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 基本事業

住み慣れた街でいつまでも暮らせるように残存機能を引き出し、日常生活が潤いのあるものになるよう支援する。生活の中で身体機能の向上の働きかけを行う。

5. 基本理念

- 「家族とともに暮らしたい」を支える
- 「自分でできることは自分で」を支える
- 「笑顔」を支える

6. 事業所の目標

【せきれい】：『職員が働きやすい環境をつくり、利用者と関わる時間を増やす!!』

7. 介護・送迎

高齢者の在宅サービスの継続のために、必要なサービスを提供する

(2) 認知症対応型通所介護

併設型指定介護予防認知症対応型通所介護・併設型指定認知症対応型通所介護

1. 利用定員 12名

2. 事業運営計画

介護保険法に基づき認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業を行う。事業として基本事業のほか、入浴サービスと給食サービス、機能訓練サービスを実施する。運営推進会議、認知症カフェを通してサービスの質の向上を目指し、地域貢献する。

3. 取り扱い方針

住み慣れた街でいつまでも暮らせるように、残存機能を引き出し日常生活が潤いのあるものになるよう支援する。生活の中で身体機能の向上の働きかけを行う。利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するようその目標を設定し計画的に行う。また、自らのその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。利用者は住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流活動や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ妥当・適切に行う。指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、認知症対応型通所介護計画に基づき漫然かつ画一的にならないように利用者の興味や能力にあった機能訓練及び日常生活を営むことができるよう役割をもって日常生活を送るために必要な援助を行う。サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。介護技術の進歩に対し、適切な介護技術・医療情報をもってサービスの提供を行う。常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、1ヶ月ごとに適切なモニタリングを実施する。相談援助等の生活指導、機能訓練その他の希望に添って適切に提供する。

4. 基本理念

- 「家族とともに暮らしたい」を支える
- 「自分でできることは自分で」を支える
- 「笑顔」を支える

5. 今年度の事業所目標

- ・一人一人がそれぞれの過ごし方で気持ち良く過ごせるように配慮しよう
- ・楽しいことでも悲しいことでも話してもらえる居心地の良い場を提供しよう

(3) 居宅介護支援事業所

1. 職員定数 (2名)

2. 事業運営計画

要支援または要介護状態にある高齢者に対し、総合的な居宅サービス計画を作成して介護サービスを提供することにより、地域の福祉の推進と高齢者に優しい街づくりの推進に貢献する。

3. 今年度の目標

- ①・地域で一番のケアマネになる。
 - ・高齢者の意思、ご家族の意向を大切にしたケアプラン作り。
- ②・居宅との出会いが将来的なかぬま四季の里併設施設の利用にもつながる事を意識し、施設職員の手本となる接客姿勢となるよう、技術の向上に努める。
 - ・在宅独居生活者の増加を見据え、保健・医療・福祉の分野から総合的サービスを選択し、可能な限り在宅生活が継続出来るプランが作成できるよう資源開拓し、技術向上のための研修に参加する。